

「一緒に投票行ける」

障害者原告、後見人の父と喜び

「もう一度、選挙に行きたい」という障害者の声

司法を動かした。成年後見人が付いた人に選挙権を認めない公職選挙法の規定を、「違憲・無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告の女性と両親は「また一緒に投票に行ける」と喜び、選挙権を失った後見制度の利用をためらっていた障害者の家族からも歓迎の声が上がった。

▽本文記事一面▽

「選挙権を行使して社会に参加し、国民として堂々といひ人生を生きてくたさい」。判決言い渡し後、定塚誠裁判長が、原告の名児耶匠さん(50)に笑顔で語りかけると、地裁103号法廷の傍聴席から大きな拍手がわき起こった。

閉廷後、花束を持って東京地裁の正門前に現れた匠さんは、「勝訴」と書かれた横断幕を掲げて待っていた支援者に笑顔を見せ、「ありがとうございます」と元

気よく答えた。

ダウン症で知的障害を抱える匠さんは2007年、父親の清吉さん(81)を後見人として成年後見制度の利用を申し立てた結果、選挙への投票ができなくなった。

「娘の権利を奪ってしまった」と自分を責め続けた

清吉さんは、閉廷後の記者会見で「裁判所があれほど

はっきり認めてくれるとは思わなかった。胸のつかえが下りました」と安堵した様子。母親の佳子さん(80)も「選挙と一緒に行けるようになったら、うれしい」と述べ、匠さんを見て表情を緩めた。

一緒に会見した匠さんの代理人の杉浦ひとみ弁護士は、「国際的にも評価される判決だ。全国で起きている同様の訴訟でも、国は苦しい立場に立たされるだろう。国には控訴しないよう求めていきたい」と話した。

一方、同種訴訟を京都地裁で起こしている男性(59)の弁護士も京都市内で会見。弁護団長の民谷渉弁護士は、「成年後見人が付いているすべての人に関わる判断で、大変意義がある」と判決を歓迎した。